

(趣旨)

第1条

この規則は株式会社三重ティーエルオー（以下「当社」という）の登録会員（以下「会員」という）について定める。

(会員)

第2条

会員とは、この規則の内容を承認し、所定の会員の申込書により申し込みを行い、当社が入会を認めたものという。

2 会員はつぎの4種類をいう。但しこの規則で定める会員の利益を害さない範囲で、当社は他の会員制度を設けることができる。

(1) 一般会員

当社が提供する特許情報あるいは研究情報等を自らの研究開発、製品製造、事業等に利用することを目的として、所定の会費を支払った企業等。

(2) ベンチャー会員

当社が提供する特許情報あるいは研究情報等を自らの研究開発、製品製造、事業等に利用することを目的として、所定の会費を支払った従業員5名以下の企業等。

(3) 特別会員

当社が提供する特許情報あるいは研究情報等を自らの研究開発、製品製造、事業等に利用すること、及び当社の賛助を目的として、所定の会費を支払った企業。

当社が提供する研究情報等を自らの研究開発、事業等に利用すること、及び当社の賛助を目的として所定の会費を支払った企業、団体、地方自治体等。

(4) 個人会員

当社から当社及び参加大学等の研究・教育・開催行事等の情報提供を得、また当社の行う行事等への参加を目的として、所定の会費を支払った個人。

(会員の特典)

第3条

会員は次の特典を受けることができる。但し、必要な負担等については別に定めるものとする。

(1) 一般会員及びベンチャー会員

- ①当社が提供する特許等の情報の優先開示及び技術移転を受けることができる。
- ②大学等及び大学研究者等の研究・教育等の提供を受けることができる。
- ③調査研究及び技術相談・技術指導等のための大学等研究者の斡旋を受けることができる。
- ④当社及び当社業務提携先による技術開発及び経営のコンサルティングを受けることができる。

- ⑤会員相互及び大学研究者等との交流の支援を受けることができる。
- ⑥当社が主催する講演会等の事業への優先招待、参加費用の割引を受けることができる。
- ⑦その他当社が行う技術移転に関する事業に参加することができる。

(2) 特別会員

特別会員は一般会員及びベンチャー会員の特典に加えて、特別会員が実施する研究調査等の事業への当社の協力を得ることができる。

(3) 個人会員

- ①大学等の研究・教育情報等の提供を受けることができる。
- ②当社が主催する講演会等の事業への優先招待、参加費用の割引を受けることができる。

(特許情報提供など)

第 4 条

当社は、一般会員、ベンチャー会員及び特別会員に対して、三重大学が出願した特許情報を一般公開前に弊社ホームページ等にて優先的に提供する。但し、他企業との共同出願特許はこの限りではない。

2 当社は一般会員、ベンチャー会員及び特別会員から申し出があった場合は、当該会員に対して前項の通知に記載された発明についての開示（明細書の写しの交付等）をすることとする。

3 当社は、前項の開示を行おうとする場合、会員に対して守秘義務契約の締結を請求することができる。

(研究情報提供など)

第 5 条

当社はその保有する研究情報等を一般会員、ベンチャー会員、特別会員及び個人会員に提供するものとする。但し、当該情報の性格等を勘案し、その提供に当たり条件を付することができる。

(会費)

第 6 条

会費は 1 口を次の通りとする。

会員種別	会費
一般会員	年 5 万円
ベンチャー会員	年 2 万円
特別会員	年 30 万円 または 50 万円
個人会員	3 年 1 万 5 千円

2 特別会員及び一般会員は同一法人内の部署毎に会員となることことができる。また複数口の会費を納入することができる。

- 3 当社の事業等に特に貢献のあった会員の会費の特例を認めることができる。
- 4 会費は毎年事業年度を単位として、当該年度の4月末日までに一括納入するものとする。
- 5 入会者は当社の入会承認後、速やかに指定口座に振り込まなければならない。この時に納入すべき会費は新規申し込み月日が10月1日から3月31日までの場合は半額とする。
- 6 既納の会費は、事業年度中に会員資格を失った場合でも返還しない。

(守秘義務)

第7条

会員は当社が秘密である旨の明示の条件を示して提供を行った情報については、その内容を第三者に開示してはならない。

(報告事項)

第8条

会員は第2条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を書面で届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

第9条

次の各号に該当する場合、当社は会員資格を喪失させることができる。なお未払いの会費がある場合には当社に支払わなければならない。

- (1) 入会申込みにおいて、虚偽の事項を申告したことが判明した場合
- (2) この規則による守秘義務又は別に当社と締結した守秘義務契約に違反した場合
- (3) 会費を定められた期日までに納入しない場合
- (4) 当社の運営を妨害したと当社が認める場合
- (5) 当社、又は他の会員の名誉または信用を著しく損なう行為があったと当社が認める場合
- (6) 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の趣旨目的に照らして不適切な行為があったと当社が認める場合
- (7) 会員の破産、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合
- (8) その他、本規約の重大な違反行為があった場合

2 退会しようとする会員はその旨書面をもって届け出なければならない。

(反社会的勢力の排除)

第10条

会員は以下の次の各号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会を申し込みする者でないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 会員が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は何らの催告なしに会員資格を喪失させることができる。

- (1) 前項(1)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- (2) 前項(2)の確約に反し入会申し込みしたことが判明した場合
- (3) 前項(3)の確約に反する行為をした場合

3 当社は、前項により会員資格を喪失させたことにより、相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(事業年度)

第 11 条

この会員制度の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会員規則の改廃)

第 12 条

本規則の改廃は、当社の取締役会の議によるものとし、改廃後は速やかに当社のホームページ上にその内容を掲載することにより、会員に通知するものとする。

(雑則)

第 13 条

当社が実施する事業内容は、その時点で実施可能なものとする。

第 14 条

この規則に定めるもののほか、当社に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この規則は平成 14 年 2 月 7 日から適用する。

この規則は令和 元 年 6 月 18 日から適用する。